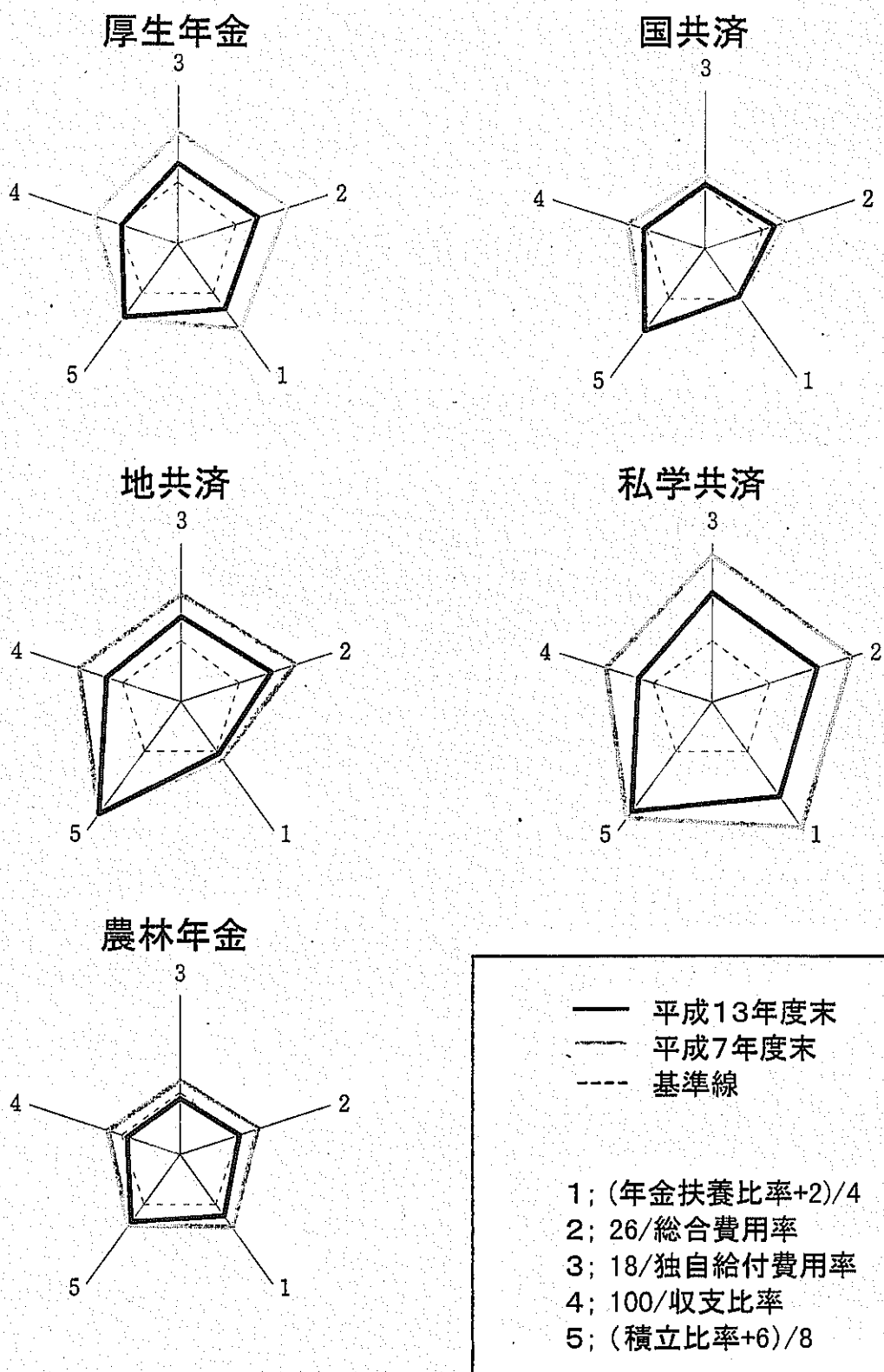


形状は類似しているが、大きさは農林年金が最も小さく成熟が進んでおり、次いで厚生年金、私学共済の順となっている。

図11 財政指標レーダーチャート



第3章 平成11年財政再計算結果との比較

本章では、公的年金各制度の財政状況把握をよりの確に行うため、財政収支、財政指標について、実績と前回財政再計算結果との比較を行う。

1 財政再計算結果と比較する趣旨

(財政方式に応じた財政状況の見方)

一般に、保険制度の毎年度の財政状況の見方は、財政方式に応じて変える必要がある。完全な賦課方式であれば、収入と支出のバランスをみるだけで十分である。一方、企業年金のような事前積立方式であれば、責任準備金を計算し、実際の保有積立金とのバランスもみることになる。

公的年金の財政方式は、段階保険料方式である。段階保険料方式は、保険料を当面は平準保険料よりも低い水準に設定し、その後、将来に向かって計画的かつ段階的に引き上げていくというものである。計画的かつ段階的な引上げは、財政再計算時に作成される長期的な財政計画に基づいて行われる。財政計画は、年金給付が将来にわたり保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担等で賄えるように作成されるもので、保険料率を始め、保険料収入、給付費、積立金などの財政収支の各項目、被保険者数、受給者数などの関連項目の「将来見通し」から成る。

(財政計画との比較)

公的年金はこのような財政方式であるため、財政計画上は収入が支出を上回っているはずなのに既に収支が均衡している場合など、実績が財政計画上の将来見通しと乖離してくれば、保険料率の引上げ計画や給付設計を見直すなど、財政計画の修正が必要となる可能性が生じる。ただし、保険料収入や給付費などの個別項目の乖離状況だけで判断するのは不適當である。例えば、保険料収入の実績が将来見通しを下回ったとしても、給付費も同様に下回れば、保険料率の引上げ計画の見直しは必ずしも必要ではない。財政に影響を与えるかどうかは、総合的に判断しなくてはならない。また、財政計画は長期にわたるものであり、財政計画から乖離したからといって、将来、逆方向に乖離するかもしれないので、短期の乖離でもって判断すべきものでないことにも留意が必要である。さらに、一定の積立金があるので、直ちに財政計画の修正が必要になるわけではない。

なお、実績と財政計画上の将来見通しを比較することは、次回財政再計算における財政計画作成の参考にもなる。

(財政計画と比較する際の留意点)

平成 11 年財政再計算時に作成された財政計画上の将来見通しと実績を比較する際の留意点を、以下にまとめておく。

- ① 将来見通しは、年金が全額支給停止となる者を外した受給者について作成されている。本章では、将来見通しの比較対象である実績についても受給者ベースのものを使用する^註。

注 年金扶養比率を比較する際も、分母は受給権者数ではなく受給者数とする。

- ② 厚生年金の平成 11 年財政再計算では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、国庫負担繰延額などの未収部分については当初から積立金額に加算され、給付費として基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生保険特別会計年金勘定の決算額に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

- 1) 保険料収入に、厚生年金基金に係る免除保険料分を加える。
- 2) 基礎年金交付金及び職域等費用納付金は、収支両面から除く。
- 3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金を除いた給付費に、厚生年金基金から給付されている代行給付相当額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加え、その他支出の中に計上されていた政府負担金も給付費の方で計上する。
- 4) 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額及び公社未移換積立金残高を加える。
- 5) 収入に計上されていた積立金相当額納付金を控除する。
- 6) 運用収入に 4) の修正等により発生したであろう運用収入を加える。

本章では、将来見通しの比較対象として、この「実績推計」を用いる。

- ③ 国民年金の積立金の将来見通しは、国庫負担の繰延べを加えたベースである。本章では、将来見通しの比較対象となる実績を、繰延べ分を加えたもの（「実績推計」と呼ぶ。）にした。
- ④ 給付費の将来見通しは、制度によっては基礎年金交付金に係る部分等を含まないベースで作成されている。

本章では、「実質的な支出」について、実績と将来見通しとの比較を行う。

⑤ 基礎年金拠出金、基礎年金交付金（報告されている場合）は、確定値ベースで将来見通しの報告を受けている。本章では、比較対象となる実績についても確定値ベースのものを使用する。

⑥ 厚生年金と国民年金は、被保険者数・受給者数の将来見通しが年度末時点のものではなく年度間値である。

本章では、前年度末の実績と本年度末の実績の平均を、当年度の実績の年度間値として、将来見通しと比較する。

⑦ 将来見通しは、平成 12 年度以降について報告を受けている。

将来見通し作成の基礎となった数字は、厚生年金は 8 年度末（積立金は 9 年度末）、国共済・地共済・農林年金は 9 年度末、私学共済は 10 年度末のデータを基とするものである。被保険者数や積立金のようなストックデータの実績と将来見通しとの乖離は、毎年度発生する乖離が累積したものである。そこで、将来見通し作成の基となるデータの年度から、将来見通しが公表される始めの年度までの将来見通しについても、実績との比較を検討する必要がある。

⑧ 厚生年金の将来見通しは、平成 15 年度から総報酬ベースのものとなっている。

これは平成 12 年改正で、15 年度から「報酬」の中に賞与も含まれるようになることを踏まえたものである。標準報酬月額総額が使われる総合費用率、独自給付費用率は、15 年度前と以後とは接続しない^註。本章では比較のため、標準報酬月額ベースに換算したものも併せて掲載する。

注 共済年金では、従来の標準報酬月額ベースで将来見通しが作成されている。

⑨ 平成 12 年改正で、厚生年金と私学共済は 14 年度から被保険者資格がそれまでの 65 歳未満から 70 歳未満まで引き上げられるため、被保険者数の将来見通しに時系列上の断絶がある（特に私学共済は 65 歳以上の教職員が比較的多く、影響が大きい）。

⑩ 各共済年金は平成 11 年財政再計算の際、被保険者数について 1) 一定、2) 対人口比一定（私学共済は対学齢人口比一定）、3) 厚生年金の被保険者数見通しと連動など、複数の将来見通しを作成している^註。年金数理部会では、旧社会保障制度審議会年金数理部会が行った「平成 11 年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」が、厚生年金の被保険者数連動の場合の将来見通しに基づいていたことを踏まえ、厚生年金の被保険者数連動の場合の将来見通しと比較することとする。

注 122 頁の補足 1 を参照のこと。

- ⑪ 運用収入、収支残及び積立金は、厚生年金と国民年金は時価ベース、共済年金は簿価ベースである。

2 財政収支の実績と将来見通しの比較

(1) 保険料収入 ー将来見通しを下回る実績ー

保険料収入は、国共済以外の各制度では平成 12、13 年度とも実績が将来見通しを下回った（表 41）。国共済は 12 年度は将来見通しを 2.4%上回ったものの、13 年度は 0.2%下回った。13 年度について実績が将来見通しを下回る割合をみると、地共済が 8.6%と最も大きく、次いで厚生年金 7.7%、農林年金 6.9%、私学共済 5.9%、国民年金 2.3%、国共済 0.2%の順となっている。

表 4 1 保険料収入額

実績と平成 11 年財政再計算における見通し

保険料収入額	厚生年金					国共済			
	実績	実績推計 ①	再計算 ②	差 ①-②	割合 (①-②)/②	実績 ①	再計算 ②	差 ①-②	割合 (①-②)/②
平成	億円	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%
12	200,512	218,000	229,000	△ 11,000	△ 4.8	10,206	9,964	242	2.4
13	199,360	216,000	234,000	△ 18,000	△ 7.7	10,252	10,269	△ 17	△ 0.2

保険料収入額	地共済				私学共済			
	実績 ①	再計算 ②	差 ①-②	割合 (①-②)/②	実績 ①	再計算 ②	差 ①-②	割合 (①-②)/②
平成	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%
12	29,882	31,851	△ 1,969	△ 6.2	2,429	2,537	△ 108	△ 4.3
13	29,857	32,681	△ 2,824	△ 8.6	2,461	2,615	△ 154	△ 5.9

保険料収入額	農林年金				国民年金			
	実績 ①	再計算 ②	差 ①-②	割合 (①-②)/②	実績 ①	再計算 ②	差 ①-②	割合 (①-②)/②
平成	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%
12	3,289	3,410	△ 121	△ 3.5	19,678	20,000	△ 322	△ 1.6
13	3,249	3,489	△ 240	△ 6.9	19,538	20,000	△ 462	△ 2.3

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 私学共済の保険料収入額には都道府県補助金を含む。

(2) 標準報酬月額総額 ー将来見通しを下回る実績ー

保険料収入は被用者年金の場合、標準報酬月額総額と保険料率によって決まる。

標準報酬月額総額は、国共済以外の被用者年金では平成 12、13 年度とも実績が将来見通しを下回る結果となっている（表 42）。国共済は 12 年度は実績が将来見通しを上回ったものの 13 年度は下回った。13 年度について実績が将来見通しを下回る